

韓国「国民参与裁判」の視察を終えて

司法改革大阪各界懇談会「韓国国民参与裁判視察団」 事務局長
上 口 達 夫

はじめに

司法改革大阪各界懇談会（注1）は、2007年夏の時点で韓国の国民参与裁判が開始されることを知り、アジアの、しかも取り調べの可視化や弁護士の立会権の確保などで先行している隣国で、ほぼ時を同じくして国民の司法参加制度が導入されることに大いに関心を持ち、是非実際の運用を見てみたいと思い準備に入った。

2008年時点では実施件数が少なく視察することは困難であると判断して断念したが、2009年6月に韓国国立警察大学の李東燾（リ・ドンヒ）教授の講演を聞いたことをきっかけに、2010年1月に李教授に連絡を取り、視察のコーディネイトを快諾頂いたことで、今回の視察が具体化した。

奇しくも日韓併合から100年目の2010年11月21日～23日、視察団は韓国を訪問し、国民参与裁判を傍聴したほか、大法院の見学、ソウル中央地方法院での法院長との面会や意見交換、ソウル地方弁護士会、市民団体「参与連帯」の司法監視センターと交流の機会を持った。

大学の研究者や法律家の視察は何回かあったようだが、国民の司法参加に興味を持つ市民が法曹と一団（注2）となって韓国の国民参与裁判を視察し、各界と意見交換をした例は希有である。

市民の視点から、アジアの一員である隣国の司法参加制度を見聞した内容を公表することは、裁判員裁判施行3年目となる日本の法曹界や裁判員資格を有する市民にとって有益であると考え、その概要を紹介する。

なお、本稿は視察の主要部分の内容を記したものであるが、視察団としての正式報告という性質のものではなく、飽くまでも筆者の個人的な感想であることを予めお断りしておく。

1. ソウル中央地方法院

法院長と全員が一人ずつ握手をした後、視察団の訪問を歓迎すること、この訪問による意見交換が日韓の司法制度改革に寄与することを期待する旨のコメントを頂いた。

この後、別室に移って、予め提出した質問には韓国語によるペーパーでの回答が用意されていたため、特に確認したい項目に絞って質疑を行った。

（1）ホン・スンヨン部長判事等との意見交換

陪審員の評決が勧告的効力しか有しないことの評価

法律家や研究者からも一般人による裁判は違憲であるとの見方があり、憲法問題を避けるために陪審員の意見には勧告的効力しか持たせず、最終的な決定は裁判官が下す形を採っているが、国民の参与裁判への評価や納得感は当初の予想より高く、司法への一般的信頼も増大した。裁判の結果に対する満足だけでなく、実際に選定手続や陪審員を経験した人々にプラスの見方が多い。

国民参与裁判の申請件数の少なさ

2008年の導入から3倍近く増えたが、満足していない。画期的な変化は難しく、法律改正によって対象事件を拡大するなどしているが、努力の成果は表れていない。参与裁判は量刑等において被告

人に不利という意見もあり、私選弁護人によって激しく争われたり、国民の注目を浴びるような事件は余り参与裁判の対象になっていない。参与裁判の多くは国選弁護人が担っており、一般の弁護士は経験が少なく参与裁判に消極的であることも件数の少なさにつながっている。

打開策としては、法改正によって参与裁判を強制するという考えもあるが、韓国の憲法では裁判官による裁判を受ける権利があると規定されており、実現する可能性は低い。

陪審員の評決と裁判官の判決が食い違う比率

一審での評決と判決の一致率は91%で、裁判所もマスコミも一致率は高いと評価しているが、残りの9%が高いか低いかは見方によって違う。一部には裁判官に評決を尊重しようとする意志が足りないのではないかという意見もある。

因みに、最近の大法院判決(注3)では、合理的な理由がない限り、むやみに参与裁判の結論を否定してはならないと判示された。

裁判所による排除決定の実際

排除決定の理由は様々で一概に説明するのは難しいが、一般事件と参与裁判事件が混在する共犯事件は法律によって参与裁判とすることができないので排除され、追起訴された事案も排除される。

参与裁判の導入初期には、裁判長が税金を投じてまで実施する価値がないと判断した場合は、排除決定されることが多かったが、今はこのような理由での排除決定は殆どない。

参与裁判の多くが1日乃至2日で終了すること

統計の分析をしたわけではないが、1~2日で終わるのは、国選弁護人(注4)事件であるからだと思う。今、参与裁判で争われているのは、比較的争点が簡単で証人も3、4人の事案であり、国民が関心を持つ激しく争う事件は参与裁判になっていない。

陪審員が出廷しなければ選定をやり直さなければならない裁判長も、審理が2~3日続けば陪審員が出席してくれるかどうかを心配している。実際の選定手続でも陪審員をするのは難しいという人もいるので、そういう人には無理やりにやらせず帰らせている。

もし審理が3~4日になれば、会社に勤めていない人や高齢者の比率が高くなる恐れがあるが、裁判長の意見交換会では、3~4日に延びても積極的に行おうという意見もある。

公務員の腐敗事件を担当する私(ホン・スンヨン判事)としても社会的な 이슈 になっているわいる事件などは1週間や10日かかってもやってみたいと思っており、弁護士や被告人に参与裁判を勧めているが、やりたいという弁護士は一人もいない。

弁護士が消極的な理由として考えられるのは、手続に馴染みがなく、勉強不足・準備不足と考えているようだ。1、2件経験すると慣れると思うが、経験する前には煩わしいと感 じるのだろう。

陪審員への説示

・作成の方法

現在、説示は裁判部で作成しており、検察官・弁護人は関与しない。大法院や行政担当でモデルを作成して配布するものではなく、裁判長固有の権限である。ただし、判事のネットワークがあり、参与裁判の裁判官が参加するサイトでは、各自が使用した書類などの情報を共有して類似の事案で利用できるようにしている。また2009年末には大法院法院行政処が説示の資料集を発行した。

・説示の裁判に占めるウェイト

説示は中立的に行われるべきもので、法理や判例を中心に説明している。陪審員にはわかりやす

く説明する必要があり、検察官や弁護人から異議を申し立てられる可能性もある。説明のレベルをどれだけわかりやすくしたらいいのかというのが裁判長の悩みだが、殆どは判例の文言をそのまま使うことが多い。

法廷で裁判長は、審理の流れや無罪推定の原則、事件の概要や争点、評議や評決の手続を説明する。裁判長の説示が不当であることは控訴の理由になるが、今のところ問題になったことはない。

(2) 参与裁判の傍聴

法廷傍聴は5時間の長きに及んだが、公判廷での同時通訳という環境的な制約もあり、冒頭部分の特徴的な事項を指摘しておくに留める。

公判の開始

手続の冒頭、検事・弁護人の名前を言い、勾留請求の却下された被告人が「颯爽」と入廷し弁護人の横に座った後、陪審員7名と補充陪審員(注5)1名が起立し、代表が右手を挙げて宣誓した。続いて裁判長がパワーポイントをスクリーンに表示して、冒頭陳述・証拠調べ・被告人尋問・終結手続といった参与裁判の流れと留意点を説明した。

裁判長による説示

裁判長はまず、以下のような説示を行った(注6)。「陪審員には質問権はなく聞くだけです、証拠能力を認めないとされた証言は頭から消してください、矛盾する意見については自分で判断してください、判断は合理的かつ理性的に行ってください、ランチの時間には先入観が出来てしまうので裁判の話はしてはいけません、法廷に出された証拠のみで判断すること、誰かに電話をしたり人に聞いてはいけません、質問はありますか」

人定質問

この裁判が、常習的窃盗に対する特定犯罪加重処罰法による裁判であり、被告人には陳述拒否権があり、答えたくないことは答えなくて構わないし、そのことによる不利益はない、答えるときには隣の弁護人と相談しても構わないと説示した後、被告人の住民登録番号(注7)、職業、出身地、現住所を尋ねた。

再び陪審員への説示

人定質問の後、「被告人には黙秘権があり、それを行使したからと言って被告の不利にはなりません、陳述を拒否しても何かを隠していると考えてはいけません、被告人は何もいわなくてよく、有罪であることの立証責任は検察官にあります、皆さんの常識と合わないことがあるかもしれませんが了承してください」などの説示が行われた。

冒頭陳述

・検察官

検察官は2名。陳述台に資料を置いてパワーポイントを用いて半ば陪審員に向かって主張を述べた。人の物を1回盗むのは窃盗であるが、被告は常習を規定した特定犯罪加重処罰法で2回服役しており、今回の事件も2008年8月に出所して1年も経っていない2009年7月に犯したものである。

従って、窃盗を規定した刑法329条は適用されず、特定犯罪加重処罰法によって起訴され、法定刑は6年以上の懲役または無期となると主張した。

・弁護人

弁護士は2名。パワーポイントを用いて陪審員に向かって説明。警察に自首して被害額100万ウォンを弁償し、自白して事案は認めている。常習性があったか、加重処罰をどうするかが争点であるが、常習性は立証されていないと述べた。

公訴事実及び事件の争点整理

双方から、立証計画の説明がなされた後、裁判長から説明書に基づいた公訴事実と争点の整理についての説示が行われ、常習性の有無を判断することが陪審員の役割であるとした。

証人尋問

調書は、被疑者尋問調書・供述書、被害者供述書・供述調書、被告人の犯罪経歴照会文書が審理され、証人尋問は、被害者である中華料理店の社長、被告人の兄、法院の量刑調査官に対して行われた。

その後、被告人質問が開始されたが、17時30分になったため、視察団は法廷を後にした。

2. 大法院

法廷傍聴の合間を縫って、希望者が大法院を見学した。まず、日本語による大法院の紹介ビデオを見たが、そこでは「国民のための司法」「おもてなしの心をもったサービス」というキーワードが繰り返し語られた。「国民のためのサービスを提供する裁判所」というコンセプトが明確に貫徹されており、それは、私たちを案内してくれた参与官（書記官）の態度にも如実に表れていた。彼女は大法院のミュージアムに併設されたグッズショップで、カウンターの中に入ってお土産物を買ってくれた。

日本の最高裁は、こんな書記官はおるか、外国の訪問客は勿論、自国民に語るべき言葉すら持っていないのではないかと。私は以前、最高裁の前で守衛に言われた。「今日、傍聴はない」と。「国民の皆様、ようこそ最高裁へいらっしゃいました」という姿勢はなかった。彼我の違いは明らかだが、この違いはどこから来るのだろうか（注8）。

ミュージアムを見学した後、広さ2400平方メートル・蔵書数32万冊の図書館を訪れたが、2005年から日本法の文献収集を本格的に始めたとのことで日本の文献も数多く開架されていた。

法廷のあるホールの正面には正義の女神の彫刻があったが、韓国の女神は左手に天秤、右手に法律書を持ち、目は開いていた。目が開いていることには様々な意見があって、政治的なものも見ていると言われたりする。大法廷は最近改装されて綺麗な外観で、大法官13名の椅子が並んでいたが、TV中継もなされるとのことでオープンな感じを受けた。大法廷の隣の小法廷では合議室まで入れて頂いたが、日本では考えられない「開放性」を実感した。

3. ソウル地方弁護士会

弁護士会では、キム・フン会長を始め、5人の弁護士に應對して頂いたが、その中には、前日に傍聴した参与裁判の弁護人であったナム・ヒョンウ弁護士の姿もあり、質疑では中心的に回答して頂いた。

冒頭、キム会長から「今日の懇談が、国民参与裁判に参加しようとする弁護士にも参考になればと思う。日本の現状への理解と経験の共有によって、長期的には国民参与裁判の活性化と弁護士の社会的貢献につながることを期待するが、国民参与裁判の活性化には、法曹の認識の転換と改善策を作る努力が必要である」との挨拶がなされた。

(1) 弁護士会による基調報告

続いてパク・ジョンミ弁護士から、日本語のレジюмеに沿った「参与裁判制度に関する概括的介绍」という報告がなされ、参与裁判制度導入に至るまでの流れ 参与裁判制度の特徴 参与裁判の手続 参与裁判実施から3年の経過、が説明された。また、過失致死ではなく故意殺人の場合、自動的に国民参与裁判を行うことを内容とする法改正案が国会で審議されていることも報告された。

ここでは参与裁判実施から3年間の経過に絞って紹介する。

参与裁判の申請件数及び処理結果

	申請件数	参与裁判	比率	排除件数	比率	撤回件数	比率
2008年	233	64	27.5%	61	26.2%	90	38.6%
2009年	336	95	28.3%	75	22.3%	138	41.1%
2010年9月	286	99	34.6%	49	17.1%	120	42.0%
合計	855	258	30.2%	185	21.6%	348	40.7%

* 裁判所の排除率は、2010年4月の大法院の規則改正によって、2010年5月～9月では、前年度比9.6%に過ぎなくなるほどに激減したという。

陪審員の評決と判決の一致率の現況

大法院の資料(以下、同じ)によれば2008年と2009年の参与裁判159件のうち、評決と判決の不一致は15件(9.4%)で、そのうち13件は陪審の無罪評決を法院が有罪判決にし、2件は陪審の有罪を無罪判決にした。最近、大法院は陪審員の評決と裁判部の判決とが一致した場合、上訴審では特別な事情がない限り、それを覆すことはできないと判示した。

無罪率・控訴率・控訴審破棄率

2008年と2009年の参与裁判での無罪率は8.8%で、同じ期間の刑事合議部事件の第一審の無罪率3.0%の約3倍であった。

被告人の控訴率は一般事件の71%よりも低く69.2%だが、検察官による控訴率は58.8%で一般事件の控訴率である21.2%の2倍以上である。ただし参与裁判の場合、控訴審で破棄された割合は27.9%で、同じ期間の一般事件の41.5%よりも低い。

参与裁判への参加度と満足度

陪審員候補者の出席率は、期日通知をもらって実質57.8%の候補者が出席している。陪審員の職務を遂行した後、95.1%の経験者が満足感を表している。

陪審員の職務を遂行する上で困るのは、長時間裁判に参加しなければならないことが50%で最多、そのほか、法律用語や証拠関係の理解が難しい、報復が心配などの回答もある。

(2) 質疑応答

市民は参与裁判を選択することが少ないし撤回も多いようだが、選択制は見直すべきか。

参与裁判の対象事件では、弁護人と協議して、排除決定の可能性も議論して参与裁判を申請するかどうかを決めており、撤回もそのようにして決めていると思う。選択制については、一部の事件について選択制を外すかどうかの審議が行われていると聞いている。

国民参与裁判制度は広報不足であり、被告人の約40%は制度の存在を知らなかった。知っていたら選択していたという被告人もいる。参与裁判法第8条では、起訴状送達後7日以内に参与裁判についての意思確認書を提出しなければならないとされているが、この期間が短い。

7日間を過ぎても、被告人本人の希望で参与裁判を選択出来て手続を進められることに対して検察官が抗告したことがあったが、2009年10月に大法院は、違法ではないという決定をした。地方法院の刑事合議部でもこれを受け入れて、ほとんどの裁判所でこのような手続が行われている。

一般の刑事合議事件では約57%が国選弁護人だが、国民参与裁判では86.2%にのぼる。私選弁護人の場合、国民参与裁判は勧告的効力しかないため、陪審員と裁判部の両方を説得するよりは、裁判部だけを説得したほうが良いと判断する傾向があるからである。

ソウル中央地方法院では参与裁判の専門部は2つであったが、2010年3月1日に9つの裁判部すべてで行うようにした。私(ナム・ヒョンウ弁護士)は、専任弁護士として2つの裁判部を担当しているが、今年に入って排除決定は1件もない。排除決定された被告人は意思を無視された、恣意的だと思いかもしれないが、あくまで法院の事情で事件すべてを処理する能力がなかったということだ。以前は国民参与裁判にむいていない事件は排除決定されたが、現在では被告人の意思が尊重されるようになっている。

陪審の無罪評決は事実誤認が多いのか。また、検察官の控訴率も通常事件よりも相当高いとのことだが、検察は陪審員の信用性に問題があると考えているのか。

無罪評決に対する有罪判決は、国民参与裁判が証拠裁判主義を厳格に適用していることが原因かと思われる。一般の裁判官は証拠と弁論全体の趣旨を把握して判断する傾向があるが、陪審員は出された証拠のみで判断するので、有罪にするのは難しいと考える。

評決のとき陪審は量刑意見も出すので、量刑に対する不満があるために検察官の控訴率が上がっているのではないか。

参与裁判では、弁護人は陪審員に合理的な疑いの余地がない程度の立証と説明する。裁判所の合理的な疑いの余地がない程度の基準と、一部の陪審員の基準に違いがある。陪審員は合理的な疑いの余地がない程度の立証ということ、すべての疑いの余地がないことと理解することもあった。この基準を明確にするのが改善につながるのではないか。

2008年・2009年の統計では、参与裁判の無罪率は8.8%だが、一般の裁判では3%である。ただ、一般裁判は否認事件が10%だが、参与裁判は71.1%であり、否認事件を考慮すると無罪率が高いと言い切るのは難しい。

否認事件で国民が参与裁判を選ぶ比率が高まっているとのことだが、それは仲間である陪審員の評決に期待しているためなのか。

韓国の裁判部では、7日たって参与裁判を始める場合、否認事件を中心に進めることが多い。弁護人としても、一般裁判では有罪になる可能性が高いときは、どうせそうなら陪審員による裁判を試みるのはいかがでしょうかと勧めている。否認事件が高い理由は、自白事件では陪審裁判を勧めていないことによる。

昨日傍聴した裁判ではナム弁護士が懸命に弁護されていたが、裁判の結果を知りたい。

最終弁論終了が18時45分ぐらいで、21時30分に判決が出た。懲役8月の実刑で、刑罰の過重はなかった。7人の陪審員のうち、常習性を認めたのは2人、常習性を認めなかったのは5人で、量刑は7人中4人が懲役で3人は罰金刑とした。量刑の平均値が8月で、拘留所に入れられることになった。

量刑調査官の量刑意見は、具体的な数値を出す権限はなく、補足意見にすぎない。客観的な事実関係の調査と量刑因子だけを報告する。被告人に有利な資料だけを集めるとは限らないし、今回は調査不足だったので、証人として被告の役に立ったかどうかの判断は難しい。

2012年に参与裁判は見直す(注9)ことになるが、弁護士会としてどういう意見を持っているのか。

最近の議論では、被告の選択権が課題である。一般的な類型を決めて参与裁判として進めるが放棄権を認める方向性で検討されている。重点的な議論は、勧告的効力を維持するのか拘束力を与えるのかについてである。

また、弁護人としては、事実認定と量刑判断の手續を明確に区分して、量刑判断の資料は事実認定の過程では出さないようにという意見を出している。検察サイドでは弁護人の最終弁論が終わってから再論告ができるようにという主張もあるし、証人への事前の面談制度を設けてほしいという主張もある。

むすびにかえて

以上に見てきたように、日本の裁判員制度と韓国の国民参与制度には類似点もあるが、相違点も多い。いわゆる「憲法問題」があるのは両国とも共通しているが、日本では「裁判所において裁判を受ける権利」(32条)となっているが、韓国では「憲法及び法律が定めた法官により、法律による裁判を受ける権利を有する」(27条)となっているため、陪審員の評決に勧告的効力しか持たせられないという解釈が強い。しかし陪審員の評決が勧告的意味しか持たないのは、やはり問題であるというべきである。また、被告人に選択権を認めているのは被告人の防御権を保障するという観点からは望ましいと言えるが、弁護人が不慣れなために参与裁判を受けさせないとしたら大きな問題である。

裁判所の排除決定は最近減少してきたとのことであるが、参与法9条1項3号(注10)に基づく裁判所による恣意的な運用は厳に慎まれるべきで、国民の関心の高い重大事件ほど、国民の参加 - 司法官僚のチェック - が保障されなければなるまい。

他方、参与裁判の公判準備手續は公開で行われるため裁判の公開原則が貫徹されており、陪審員の宣誓は公判廷において被告人の人定質問の前に衆人環視の中で行われる。更に、個々の裁判長の訴訟指揮に任されているとはいうものの、刑事裁判の諸原則に関する説示は、公判廷の冒頭に丁寧に実施されている。

そして何よりも、国民の司法参加の徹底という意味から言えば、(勧告的効力しか有しないという根本的な問題はあるとして)陪審員だけで事実認定がなされるため、主権者による司法権の独立的行使によって司法における民主的正当性が調達されていると言うべきであろう。事実、裁判員裁判と違い、導入前においても国民参与裁判に対する一般国民の期待と評価は高かったことが知られている(注11)。

韓国では、ノ・ムヒョン前大統領の時期に司法改革が進んだが、韓国の司法改革は80年代の民主化運動の担い手層によってその根幹が作られているという特性があり、日本の司法改革と比べて民主主義に基づく発想と立ち位置に根本的な違いがあることを、今回の視察で実感した。

今回の視察の最終日には、朝鮮人民軍による大韓民国領土への砲撃が起こり、韓国軍兵士だけではなく、民間人にも死傷者が出た。100余年前に遡る大日本帝国による帝国主義的植民地政策が、今もソウルに歴史館として残る西大門刑務所を作り、多くの朝鮮人民の犠牲者を生み、ひいては朝鮮半島を二分して朝鮮戦争を勃発させ、今日の事態を招来していることを、改めて認識せざるを得ない旅となった。

しかし古代から、日本は半島に政治制度や文化を学んできたし、過去の歴史を正視し、過ちを謝罪したうえで、相互に交流し学び合っていくことは有意義であり、将来にわたって有益であると信じる。

今回視察した国民の司法参加制度に限定しても、韓国サイドからは日本から学び取ろうという姿勢

と提供できる情報はできるだけ提供しようという熱意を強く感じ、私も今回の視察を通じて、隣国の良いところはこれを受け入れ、日本の制度（注 12）をよりよいものにして行くための指標とすべきであるとの想いを強くした。

最後になったが、今回の視察が実現したのは、視察の全行程に同行頂いた韓国警察大学の李東熹教授の 10 カ月に及ぶ準備へのサポートと、流暢かつ正確無比な同時通訳を務めてくれた才媛、キム・ミンキョン氏の尽力に負うところが大きい。そのほかにも大阪弁護士会を始め、多くの方々から有形無形のご支援を頂いた。記して謝意を表したい。

以上

（注 1）司法改革大阪各界懇談会は、1999 年 3 月大阪弁護士会の呼び掛けに応じて、内閣への司法制度改革審議会の設置を契機に、司法改革に市民の意見を反映すべく司法改革に関心のある大阪府内の消費者団体・司法活動団体・労働団体および個人等が集まり結成された。懇談会という性格上、代表者は置いていないが、現在 4 名の世話人によって例会の議事、事務的対応その他、運営にかかる調整等を行っている。毎月 1 回定例会（2010 年 12 月現在、通算 141 回）を開催し、その時々々の司法問題について参加者相互の学び合いや専門家を講師とした学習会を行い、その成果を踏まえて市民の立場から司法制度改革審議会・司法制度改革推進本部や内閣・法曹三者などに意見書・要望書を提出してきた。

（注 2）今回の視察団のメンバーは 18 名であるが、団長の明賀英樹・元日本弁護士連合会事務総長を含め弁護士が 4 名（うち 1 名は元裁判官）、書記官 2 名、元職を入れて速記官が 2 名のほかは、団体職員・公務員・会社員・パートタイマー・フリーターなど多彩ではあるが、司法参加を含む司法改革に関心を持つ一般市民である。

（注 3）大法院第 1 部 2010 年 3 月 25 日判決、2009 年ト第 14065 号事件。今井輝幸『韓国の国民参与裁判制度』（イウス出版、2010 年）87 ページ参照。視察団の事前学習は、本書に負うところが大きい。

（注 4）韓国では、法院の特定の裁判部の刑事事件を、国選弁護のみを専門的に担当する弁護士に優先的に割り当てる国選専担弁護士制度というものがあり、参与裁判導入初年の 2008 年の 77% が国選事件で、そのうちの 59%（全体の 45%）は専担弁護士によって担当されたという。前掲『韓国の国民参与裁判制度』63 ページ以下。

（注 5）陪審員候補者の中から陪審員と補充陪審員が抽選で選ばれるが、韓国の場合、誰が補充陪審員かは評議に入る直前まで知らされない。補充であることを知ると公判での審理を真剣に聞かない恐れがあるためだという。

（注 6）前述の通り、説示は個々の判事固有の権限とされているが、地方法院判事によるメーリングリストや大法院による「資料集」の発行などによって、説示に関する情報は各裁判官に共有されているとあってよい。日本では裁判員法 39 条で「必要な事項を説明する」とされているが、陪審と参審の違いはあるとしても、そもそも韓国のような詳細な内容が公判廷で随時「説明」されているのか、甚だ疑問である。

（注 7）韓国では住民登録番号制を採っており、この番号で個人が特定できるため、通常、氏名・年齢などは質問しない。

(注8) 筆者が日本の最高裁での経験を説明した際、くだんの大法院参与官が、「そんなことをしたら国民に怒られますから」と言った言葉が忘れられない。彼我の違いは、国民を含む当事者のこの認識の有無に原因しているのであろう。

(注9) 国民参与裁判は、2008年1月から5年間「試験実施」した後、その実施結果を分析し、憲法上の問題を検討して、韓国に適合する最終的なモデルを完成させるとしている。裁判員法も附則9条において施行後3年を経過した場合の見直しに言及している。日韓両国が相互に研究し合う必要がある所以である。

(注10) 「その他国民参与裁判を進行することが相当でない認められる場合」、裁判所は国民参与裁判に付さない決定をすることができる、とされている。

(注11) 李東熹「国民参与裁判の主要内容と沿革」注12(『韓日法学会・日韓法学会2009年度共同学会大会報告』27ページ)

(注12) 現状の裁判員制度には、守秘義務に対する刑罰や過料の設定、不十分な裁判官の「説明」、中間評議、区分審理・部分判決、多数決による評決など多くの問題点がある。しかし、それでも2010年12月10日の鹿児島地裁の裁判員裁判は、状況証拠だけによる死刑求刑事件に対して、検察による合理的な疑いを超えた立証がなされていないとして、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則に則って無罪を言い渡した。このような判断が常に担保されるように、捜査・取り調べ過程を含む刑事司法手続全般の改革と真の市民参加制度の確立を目指したい。